

# 日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、公庫や危機対応融資の既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

## 【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫等
  - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
  - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
  - ・危機対応融資

## 【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫等
  - 中小事業 **1億円**、国民事業 **3千万円**
- (2) 商工中金 **1億円**

## 【借換え限度額（※）】

- (1) 日本政策金融公庫等
  - 中小事業 **3億円**、国民事業 **6千万円**、
- (2) 商工中金 **3億円**

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

**本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。**

## 【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 [03-3501-1544](tel:03-3501-1544)

※平日・休日9時00分～17時00分